

加害者側の立場に立った解説書！
最新の法改正、判例をフォローした改訂版！

改訂版

Q&A

交通事故加害者の賠償実務

被害者からの過剰請求対応

[編] 弁護士法人 愛知総合法律事務所

A5判／442頁

定価：3,630円(本体：3,300円+税10%)

本書の特長

- ◆ 交通事故加害者の損害賠償実務を解説した書、待望の改訂版！
- ◆ 初版以降の法改正、判例情報を踏まえたQ&Aが充実！
- ◆ 交通事故加害者の損害賠償案件を進める際に留意すべきポイントがつかめる一冊！



目次

- | | |
|------------------------|-----------------|
| I 総論 | IV 物損事故 |
| II 民法改正が交通事故賠償実務に与える影響 | V 疑義事案案件への対応 |
| III 人身事故 | VI 加害者保険会社による求償 |



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

近年の裁判例の動向を踏まえて 交通事故加害者の賠償対応を適切に進められる！

Q14 整骨院・接骨院や鍼灸院の施術費用と交通事故との因果関係

Q14 整骨院・接骨院や鍼灸院の施術費用と交通事故との因果関係

事例

交通事故被害者のXが、事故の直後から、首や肩が痛いと言えて、病院とは別に近くの接骨院に通い始めました。
接骨院に電話して様子聞いてみたところ、接骨院がやっている日は毎日通院してくるそうで、既に3か月以上も通っていますし、施術費もかなりの金額になりそうです。
接骨院の施術費は、既に立替払の手続きをしまっているのですが、これは当方で負担しなくてはならないのでしょうか。

ポイント

- 接骨院（整骨院）や鍼灸院の施術費について、交通事故との相当因果関係が認められるのでしょうか。
- 相当因果関係が認められる場合、その要件はどのように考えるべきでしょうか。
- 接骨院への通院と、医療機関からの指示の関係についてはどのように考えるべきでしょうか。

考え方

1 医療行為・施術行為に関する基本的考え方

一般に、整形外科等の通常の医療機関で行われる西洋医学に基づく治療は現代医学に基づくものであり、その効果について科学的に説明が可能とされています。

これに対して、東洋医学に基づく接骨院、整骨院、鍼灸院での施術については、施術効果を必ずしも科学的・合理的に説明できないことから、交通事故と相当因果関係が認められる範囲が問題となります。

この点に関する裁判例としてしばしば言及されるのが東京地判平成

107

Q14 整骨院・接骨院や鍼灸院の施術費用と交通事故との因果関係

骨院への通院を指示・承認しているか、これが施術内容への積極的同意といえるか否かについては、当該医療機関への照会等をもって確認することが望ましいです。また、被害者が接骨院での施術を希望している場合には、これに対する医師の見解のほか、医療機関及び接骨院の診療時間と位置関係、就業時間との兼ね合い、施術費用の単価等も確認して、相当因果関係の有無を判断することになるでしょう。
これに対して、医師による指示・承認がない場合で、施術と事故の相当因果関係に疑義がある場合には、受傷の内容が施術による効果が期待できる内容か、医療に代えて又は医療と並行して施術を受けることにより治療効果が期待できるような事情があるかについて、検討することになります。診断書、診療報酬明細、医療機関への照会書等が基礎資料となります。

2 施術開始後

施術開始前と同様の事項に加えて、施術を受けている部位、施術の結果、症状の緩和効果が見られるか、施術内容に合理性があるか（症状と施術の部位、施術内容の適正）、通院の頻度、日数、施術費の妥当性等を調査する必要があります。

このために、医療機関からの資料に加えて、施術証明書、施術費用明細書、接骨院への照会書等が基礎資料となりますが、このほかに、必要であれば、診療録、看護記録、検査記録、画像資料、施術録等の資料を取り寄せることも検討するべきでしょう。

場合によっては、施術内容を踏まえての担当医や顧問などへの照会も必要と思われる。

想定問答

- 病院に通う代わりに接骨院に通院して、50万円の施術費がかかった。当然に支払われると考えているが、どうか。
- 接骨院（整骨院）、鍼灸院での治療については、施術効果を科学

111

Q14 整骨院・接骨院や鍼灸院の施術費用と交通事故との因果関係

院も踏まえて慰謝料を計算した賠償案を提案させていただきます。仮に施術の必要性、有効性、相当性等が認められず、事故との相当因果関係が認められない場合には、接骨院での施術を含まない範囲での賠償の提案をさせていただきます。
また、施術内容等を調査した結果、事故との相当因果関係が認められないような場合には、相当因果関係がないと判断された部分については、いったん立替払させていただいた施術費について、慰謝料等の他の賠償金額から差し引かせていただく可能性がございますので、ご了承ください。

裁判例

医師の指示・承認がある場合に施術費等と事故の相当因果関係を認めた裁判例

- ・大阪地判平成18・6・2交通民集39巻3号712頁〔28131396〕
医師の了承が得られたことなどから、温熱治療について相当因果関係を認めた。
- ・神戸地判平成18・12・22交通民集39巻6号1775頁〔28140105〕
医師との協議を受けて通院していることから、接骨院での施術料について相当因果関係を認めた。
- ・東京地判平成25・8・9自保ジャーナル1910号64頁〔28220229〕
接骨院及び接骨院への通院について医師が承知していたことなどから、施術費について相当因果関係を認めた。
- ・東京地判平成29・7・18自保ジャーナル2021号33頁〔28264022〕
医師の勧めに基づく鍼灸院への通院治療について、相当因果関係を認めた。

医師の指示・承認がある場合に施術費等と事故の相当因果関係を（一部）認めなかった裁判例

- ・大阪地判平成18・12・20自保ジャーナル1707号14頁〔28244070〕

113

事例をもとに、ポイントや考え方から、 想定問答、裁判例までが押さえられる一冊！

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索



キリトリ線

申込書〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
改訂版 Q&A 交通事故加害者の賠償実務―被害者からの過剰請求対応― [074120]	定価3,630円(本体3,300円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____
ご住所

〒 _____ 事務所名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____
ご氏名 _____ 様 ㊟ E-mail _____ @ _____

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihiko.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印

交通事故賠償改 (074120) 2021.5 SE